

**給与所得者の個人住民税は
『特別徴収』で納税を**

給与所得者の個人住民税(個人市町村民税と個人県民税)は、法令により原則として、事業者が給与から特別徴収(引き落とし)して、従業員に代わって市町村に納税することとされています。

●所得税は給与から徴収しているけれど、個人住民税は特別徴収していないということがありますか？

●原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。

●税額の計算は市町村で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

「従業員の皆さまには次のようなメリットがあります」

●一人ひとりが金融機関へ納税に向く手間が省けます。

●普通徴収が原則4回に分けて納めるのに対して、12回に分けて納めることとなるので、

1回あたりの負担が軽くなります。

福島県と県内全市町村では、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。すべての従業員から特別徴収を行っていない事業者は、特別徴収への切り替えをお願いします。

◆問い合わせ

税務課
☎72-6932

**イノシシ
捕獲用箱オリを導入**



このたび、農作物被害を防止するためイノシシ捕獲用箱オリ2基を導入し、町有害狩猟鳥獣捕獲隊の協力によって、飯豊字梅ノ木畑地区及び塩庭字上阿生田地区に設置しました。

◆問い合わせ
農林振興課
☎72-6935

鳥獣被害防止計画を策定

近年、鳥獣による被害が増加しています。そこで、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施し、鳥獣による農林水産業に係る被害を防止するための小野町鳥獣被害防止計画を策定しました。

計画には、次に掲げる事項を定めています。

- 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域
- 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針
- 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
- 被害防止施策の実施体制に関する事項
- 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

●その他被害防止施策の実施に
関し必要な事項

今後は、これまでの取り組みを生かしながら、この計画により国の支援策を活用し鳥獣被害防止対策を進めていきます。
鳥獣被害に関する情報やご意見等をお寄せください。

◆問い合わせ

農林振興課
☎72-6935

**陸上自衛隊高等工学校
入学試験のお知らせ**

陸上自衛隊で、高機能化・システム化された装備品を駆使し運用しながら、国際社会でも自信を持って対応できる自衛官を養成するため、中学校卒業者を対象に試験を行います。

●受付期限
平成22年1月8日(金)

●試験日
平成22年1月23日(土)

●受験資格
▽男子

▽中学校卒業業者(15歳以上17歳未満、平成22年3月中学校卒業見込者を含む)